

各 位

平成 23 年 11 月 24 日

会 社 名 ダイナエア株式会社
代表者氏名 代表取締役 宮内 彦夫
電 話 番 号 03-3294-4566

株式会社朝日熱学に対する損害賠償請求訴訟の判決について

当社は、株式会社朝日熱学に対して代理店契約違反による損害賠償請求訴訟を提起していましたが、東京高等裁判所の平成 23 年 11 月 17 日付判決により、株式会社朝日熱学に当社請求通りの損害賠償が命ぜられ、当社が全面勝訴しました。

本件訴訟は、当社の販売代理店であった株式会社朝日熱学が、当社と共同で販売活動を行っていた青森県内のスーパーマーケットに対して、競業禁止条項に反して他社製の除湿機を販売したことについて提起したものです。

判決では、「朝日熱学と中外エアシステム（株式会社カサバージャパンに社名変更）は、その親会社（株式会社ティーネットジャパン）を共通にするなどの密接な資本関係にあることなどに照らすと、朝日熱学が平成 21 年 7 月末頃、ダイナエアに対し、本件競合禁止条項の削除を求め、ダイナエアが同条項の削除を認めていないにもかかわらず、同年 8 月には紅屋商事にカサバーを販売することを既に決定し、同月末にはダイナエアから紅屋商事へのカサバーの販売中止を申し入れられたにもかかわらず、同年 9 月 1 日には紅屋商事に対し、本来販売する予定であった本件製品ではなくカサバーを販売するに至ったのは、朝日熱学が本件代理店契約における本件競合禁止条項に違反することを明確に認識しながら意図的になした契約違反行為であったと認めるのが相当である。（判決文 P20～P21）」とし、朝日熱学の意図的な契約違反行為が当社に損害を生ぜしめたと認定しています。

また、「朝日熱学が営業活動を続け、ダイナエアにおいても個別に紅屋商事の各店舗における空調試算表を作成したり、ダイナエアの朝日熱学に対する納入価格を明示したりして、本件製品の販売を前提として N E D O の助成金交付決定を得るべく、協力し、同助成金交付決定を得ることが本件製品販売の鍵となっていた状況下で、同助成金の交付が認められ、紅屋商事に対する本件製品の販売が確実になった段階で、朝日熱学は紅屋商事に対し、本件代理店契約における本件競合禁止条項に違反して、本件製品でなく、密接な資本関係にある中外エアシステム（株式会社カサバージャパンに社名変更）のカサバーに変更することを勧め、これを販売したのであり（判決文 P21）」とし、朝日熱学が N E D O 助成金の流用を主導したことも認定しています。

なお、株式会社朝日熱学は、上記の除湿機に加湿機能を付加する改造を行った上で販売していますが、当社は、当該改造が当社の知的財産権を侵害しているか否かについて、現在調査を行っているところです。

当社は、他社の行為によって、不当に当社の権利が侵害され不利益を被った場合には、当局への告発も含む厳正な法的措置を講ずる方針です。

以 上